

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役等が処分期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時（ただし、対象執行役員等は、原則、処分期日からその後最初に到来する事業年度の末日の直前時と読み替える。以下同じとする。）までの期間（以下「本役務提供期間」）中、継続して、当社グループにおける地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

対象取締役等が、本役務提供期間中に、任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由により、当社グループにおける地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。この場合において、譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、原則、処分期日の属する月から当該退任又は退職の日の含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（2）で定める譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、原則、処分期日の属する月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としました。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上